【新規就農による地域おこし協力隊活動事業】

青森県黒石市地域おこし協力隊 募集要項

～地域農業の担い手候補（新規就農者）を募集します（1名）～

（1）募集人員

地域おこし協力隊　1名

（2）業務概要

　・地域産品のブランド化及び担い手育成に関する活動（農業未経験者大歓迎）

　①【水稲部門】

　　人材不足の解消等に苦慮している農事組合法人において水稲の栽培技術や農業経営に係るノウハウを習得するとともに農業の基礎を学ぶ。

農閑期は、農事組合法人所有の農業機械整備を行い技術の向上を図る。また、他組織等において農産物加工技術、冬の農業として施設野菜の栽培技術の習得を行う。

　②【果樹部門】

　　　地域ブランド化を目指すメロン、シャインマスカット栽培技術の取得と農業の基礎を学ぶ。また、

　　　農閑期は、他組織等において農産物加工技術、農業経営のノウハウを習得する。

③【畜産部門】

りんごの搾り粕発酵飼料を用いためん羊の飼養技術等を地元畜産農家、関係機関等において学ぶ。

また、地域特産羊肉の生産を行い、農カフェや加工等における新産業開拓について学ぶ。

　　〔共通活動〕

　・地域内外の有機農業実施者等との連携を図り、有機農産物栽培技術を習得する。

　・オンラインを活用した販売方法等を検討する。

　・農業者の仲間に加わり、将来を担う地域農業の担い手を目指す（ICT・農業簿記等）

・その他　地域おこし協力隊に係る業務

上記、①～③いずれかの活動を行える方を募集します。

（3）募集対象

・農業に興味があり、就農（独立就農又は雇用就農）を目指す方で、期間終了後に黒石市に定住する意欲のある方

・年齢が、令和３年１月１日現在で満２０歳以上満５０歳未満の方

＊性別不問

・生活の拠点が３大都市圏内の都市地域または地方都市等（過疎地域等以外）にあり、かつ、採用決定後、黒石市に住民票を異動することができる方

・地方公務員法第１６条に規定する一般職員の欠格事項に該当しない方

・普通自動車運転免許及び自動車を有し（※）、日常的な運転に支障のない方

・パソコンの基本的な操作ができる方

・心身ともに健康で、業務にあたるうえで自主性、積極性及び創造性を発揮できる方

※着任後は、原則として当市で圃場廻り等作業用レンタカーを準備しており、自動車を有している必要はありません。

（4）勤務地

青森県黒石市内全域

（5）雇用形態及び期間

①会計年度任用職員として市長が委嘱します。

②期間は令和４年３月３１日まで。着任日は協議により決定します。

③期間満了後は、協議により最長通算で３年間まで延長することも可能です。

④翌年度以降の委嘱については、勤務実績等を考慮し決定します。また、地域おこし協力隊としてふさわしくないと判断した場合は、委嘱期間中であってもその職を解くことができるものとします。

（6）勤務時間

原則として９：００～１６：００

ただし、業務内容によって概ね週３０時間以内の範囲で変動する場合があります。

（7）休日・休暇

・原則、土曜日、日曜日、祝日、年末年始（１２月２９日～１月３日）とします。

・休日に出勤する場合は、振り替えます。

・年次有給休暇は、黒石市臨時職員取扱要綱（平成９年３月２７日訓令第１４号）の適用を受ける職員の例によります。

（8）応募手続

・申込受付期間

　随時応募を受付します。（地域おこし協力隊の採用が決定次第、応募受付を終了します。）

・提出書類

・応募用紙（顔写真添付）※黒石市ホームページからダウンロードできます。

・現住所の住民票

・自動車運転免許証の写し

申込み、お問い合わせ先

〒036-0396

　青森県黒石市大字市ノ町１１番地１号

黒石市役所　農林部農林課六次産業化推進係　宛

[TEL：0172-52-2111（内線6](TEL:0172-52-2111（内線661)55）　FAX:0172-53-1839

Mail：kuro-rokujika @city.kuroishi.aomori.jp

（9）選考

・第１次選考　書類選考の上、随時結果を応募者に郵送します。

・第２次選考　第１次選考合格者を対象に第２次選考（面接試験）を実施します。詳細については１次選考結果を通知する際にお知らせします。

※面接はオンラインシステムになる可能性があります。

※面接に係る交通費などの諸経費は個人負担となります。

※面接時、市職員が同行して市内見学と案内を行います。

（10）待遇等

・報酬　日額9,348円×20日の場合＝186,960円

（1日：6時間　週：30時間・期末手当あり・社会保険、厚生年金、雇用保険に加入）

・活動期間中の住居については、市で用意します。

・居住に関する生活備品及び光熱水費の使用料等については、隊員の負担となります。

・業務に必要な燃料費、作業服については、市が支給します（ただし、予算の範囲内）。